

入会のご案内

大北勤労者互助会

大北勤労者互助会事務局

〒398-8601 大町市大町 3887 番地
大町市役所まちづくり産業課内
TEL 22-0420 (内線 542)
FAX 23-4660

会費 月 350 円 (年間 4,200 円)

勤労者互助会とは・・・?

大北勤労者互助会は、中小企業で働く従業員や事業主、専業農林水産業経営者などの福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的として、共済や各種福利厚生などの事業を運営しています。 会費 月 350 円 (年間 4,200 円)

共済金給付事業

- ・祝い金【結婚、子の出生、子の小・中学校入学、二十歳・還暦】
- ・傷病休業保険金
- ・死亡弔慰金【会員の親、子、配偶者、会員本人】

福利厚生事業

- ・人間ドック等補助事業
- ・インフルエンザ予防接種補助事業
- ・敬老祝い (71 歳到達の会員及び、喜寿・米寿を迎える会員に記念品を贈呈)
- ・文化鑑賞事業 チケット助成 (30%の補助)
- ・バスツアー事業 (日帰り:ディズニーリゾートの旅)



人間ドック等受診費用の助成について

【利用資格】

- ・人間ドック:受診する年度内において 35 歳以上の会員本人
- ・脳ドック:受診する年度内において 50 歳以上の会員本人
- ・生活習慣病予防健診:受診する年度内において 35 歳以上の会員本人

【助成金額】

- ・一泊人間ドック:自己負担額の 1/2 以内、上限 10,000 円
- ・日帰り人間ドック:自己負担額の 1/2 以内、上限 5,000 円
- ・脳ドック:自己負担額が 20,000 円以上につき、一律 2,000 円
- ・事業所が負担する生活習慣病予防健診や一般健診に合わせ、自己負担で同時受診した各種オプション検査のうち自己負担額 5,000 円以上のもの (領収書記載額の 20% 1,000 円未満切り捨て。限度額 5,000 円)



インフルエンザ予防接種費用の助成について

【利用資格】 会員全員

※しかし、65 歳以上の方など、市町村から各種補助を受けた方は対象外

【助成金額】 接種料金 2,000 円以上につき一律 1,000 円

【助成期間】 年度内 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

【請求期限】 年度内の 2 月中旬まで



大北勤労者互助会共済 給付内容

令和8年4月1日現在

給付事由			給付金額	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	600,000円	
		不慮の事故により死亡した場合	300,000円	
		疾病により死亡した場合	65歳未満	300,000円
			65歳以上	150,000円
	死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合	50,000円	
	会員の子が死亡した場合	10,000円		
	会員の親が死亡した場合	5,000円		
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合	10,000円		
後遺障害・ 重度障害 保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	600,000円～24,000円	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	300,000円～12,000円	
		疾病により重度障害の 状態となった場合	65歳未満	300,000円
			65歳以上	150,000円
傷病休業 保険金	会員本人	傷病により右の期間を 休業した場合	休業14日以上	10,000円
			休業30日以上	15,000円
			休業60日以上	20,000円
			休業90日以上	25,000円
			休業120日以上	30,000円
住宅災害 保険金	火災等による	会員の居住する建物・ 家財の損害の程度が 右の割合となった場合	50%以上	200,000円
			30%以上50%未満	140,000円
			20%以上30%未満	100,000円
			20%未満	40,000円
	自然災害による	会員の居住する建物の 損害の程度が右の割合 となった場合	70%以上	60,000円
			20%以上70%未満	30,000円
			20%未満	6,000円
		会員の居住する建物の床上浸水	12,000円	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000円	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000円	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	8,000円	
		会員の子が中学校に入学した場合	6,000円	
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合	5,000円	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	5,000円	

